

杉並区 移動支援事業 ガイドライン

改訂版



令和3年4月1日現在
杉並区 障害者施策課

杉並区では、杉並区障害者等移動支援事業実施要綱に基づいて、屋外での移動に困難がある障害者・障害児に対し、移動支援事業を実施しています。

この事業については、障害者の社会参加を更に促進するため、余暇活動の充実、社会参加の機会の拡充及び事業者への支援に関する内容等の見直し（以下「令和3年度見直し」といいます。）を行い、令和3年度以降、順次事業に反映します。

この「杉並区移動支援事業ガイドライン」では、令和3年度からの見直しを行う内容を踏まえ、杉並区障害者等移動支援事業実施要綱(以下「要綱」といいます。)で規定する内容を分かりやすく解説するとともに、Q&Aで補足説明するものです。

なお、本ガイドラインは、3月15日時点で作成した暫定版から、事業者の皆様などからの質問等を踏まえて内容を更新しています。

また、区と契約している事業者が移動支援事業に係る委託料の請求を適正に行っていただくため、新たに「請求事務の手引き」も発行しています。事業者の方は、併せてご利用ください。

「杉並区移動支援事業ガイドライン」は、区ホームページ内の「障害のあるかたへの生活支援サイト の一まらいる杉並」

> 「外出の支援」

> 「移動支援事業(地域生活支援事業)」

に掲載しています。

(ページ番号 1008576)



問合せ先

電話 03-3312-2111 (代表)

○事業全般や請求、契約について

保健福祉部障害者施策課 管理係

○利用相談や申請手続について

保健福祉部障害者施策課 障害福祉サービス係

目 次

1	概要	1
2	対象者	1
3	サービス内容	
3-1	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の 社会参加のための外出	3
3-2	通学送迎	6
3-3	その他特に必要と認める支援(通送迎等)	7
4	実施方法	8
5	支援区分とサービス単価	10
6	利用者の負担	11
7	サービス利用の流れ	13
8	事業者の登録手続き	15
9	サービス提供者の資格要件	16
参考	杉並区障害者等移動支援事業実施要綱	17
資料	Q&A	23



1 概要

要綱第 1 条

屋外での移動が著しく困難な障害のある方に対して、余暇活動のための外出や、通学などの際に付き添い、支援をする介助者（ガイドヘルパー）を派遣することにより、地域社会での自立生活及び社会参加を促進するための事業です。

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」といいます。）第 77 条の地域生活支援事業として実施しているため、区市町村により運用が異なります。

2 対象者

要綱第 4 条

この事業の対象者は、外出の意思がありながら、屋外での移動に著しい困難がある障害者（児）で、以下のいずれかに該当する区内在住の就学児以上の方です。

なお、適用は令和 3 年 7 月からとなりますので、令和 3 年 6 月以前については、障害者施策課へお問い合わせください。

障害種別	「屋外での移動に著しい困難」の考え方
身体障害者（児）	「身体障害者手帳」を所持する視覚障害者（児）又は以下の①～④のいずれかに該当する肢体不自由者（児） ① 両上肢に障害があり、両下肢機能障害 2 級以上の方で、身体障害者手帳の肢体不自由の総合等級が 1 級の方 ② 体幹機能障害 1 級の方 ③ 移動機能障害 1 級の方 ④ ①～③に準ずると区長が認める方
知的障害者（児）	「東京都愛の手帳」の所持者
精神障害者（児）	「精神障害者保健福祉手帳」の所持者又は若年性認知症の診断を受けた方（医師の診断書が必要）で、以下のいずれにも該当すると区長が認める方。 ① 定期的に精神科・心療内科等に通院している方 ② 医療機関の治療や服薬調整、環境調整がある程度できているが、症状により行動に制限があり、外出時に支援が必要な状態が半年以上続いている方
高次脳機能障害者（児）	高次脳機能障害に起因する失語、半側空間無視、記憶障害、注意障害、遂行機能障害又は社会的行動障害により、1 人で移動は可能だが危険回避が困難と区長が認める方（原則、医師の診断書が必要）
難病患者（児）	法第 4 条第 1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定めるものによって ADL が低下し、肢体不自由者（児）の対象と同程度の障害がある方（必要に応じて、医師の診断書が必要）と区長が認める方。
その他	上記の対象者に該当しないが、短期間の訓練により単独での移動が可能と区長が認める障害者（児）

- 区の支給決定でグループホームに入居している方は、区外でもご利用いただけます。
- 小学校1年生から3年生までの児童は、介護に欠ける場合で、原則通学送迎での利用となります。
- 身体障害者（児）の④に該当する方、精神障害者（児）、高次脳機能障害者（児）、難病患者、その他必要な障害者（児）については、個々の移動の困難さについて状況を確認したうえで、支給認定会議の審査を経て、支給を決定します。

【注意】次のような方は原則的に利用対象外となります。

- 区内に住所はあるが、他区においてグループホームの支給決定を受けている方
- 福祉施設等に入所中の方
(区外の施設に入所中の者が、長期休暇等に一時帰宅している場合を除く。)
- 入院中の方
(医師から外出許可が出ている場合等は、個別の状況に応じて判断します。)
- 障害福祉サービスのうち、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のいずれかの支給決定を受けている方
(通学送迎、通所訓練送迎で区から支給の承認を受けている方を除く。)
- その他区が不相当と認める方

3 サービス内容

要綱第3条1・2

目的地までの誘導、移動中や目的地での付き添い、見守り、排泄・食事・車いすの介助などの支援をします。徒歩又は公共交通機関での移動が原則となります。

利用できる外出は、次の3つとなります。

- 3-1 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出
- 3-2 通学送迎
- 3-3 その他特に必要と認める支援(通送迎等)

3-1 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 〈以下、「余暇活動等の外出支援」〉

(1) 対象となる外出



① 社会生活上必要不可欠な外出

外出内容	例
行政機関等における諸手続、相談	区役所、警察署等の官公庁
冠婚葬祭	結婚式、葬式、お墓参りなど
金融機関等の利用	銀行、郵便局など

② 余暇活動等の社会参加のための外出

外出内容	例
文化施設等の利用	映画館、美術館、図書館、公園など
スポーツ施設等の利用	スポーツジム、体育館、プールなど
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地など
買い物	デパート、スーパーなど
理容・美容	理容室、美容院など
その他	地域行事、サークル活動、カラオケ、外食、散歩、習い事など

※宿泊を伴う旅行については移動支援サービスの対象となりますが、就寝中等サービス提供を行っていない時間については対象外です。

※習い事や水泳教室などで、見守りを必要としない単なる待機時間については対象外です。



(2) 対象とならない外出

外出内容	例
営利を目的とする外出	営業活動等、収入を得ることを目的とした外出
通年かつ長期にわたる外出	通勤、通所、通院等
政治的又は宗教的活動を目的とする外出	布教、勧誘活動、選挙運動等
公序良俗に反する外出	ギャンブル等
危険を伴う外出	登山等、危険を伴うスポーツ等
法令等により他の公的類似サービスが適用される外出	居宅介護や介護保険での「通院等介助」が支給されている等

<令和3年度見直しについて>

障害者の多様化した生活にあわせ、より実態に即した支援が行えるよう、令和3年4月から支援内容を見直しています。見直した主な内容は、次のとおりです。

令和3年3月まで	令和3年4月から
利用できるのは、原則として自宅を始点・終点とする支援	通所施設等からの帰宅途中の利用などを含め、自宅を始点・終点としない利用もできます。
水泳活動でプール内の支援が必要な場合やランニング活動など、スポーツ活動の利用は対象外	プール内やランニング実施等での見守りは、事前に、契約事業所と利用者が、プール内介護における損害や責任に係る事項について書面で取り交わすことを条件に、利用できることとします。
短期入所の送迎は、施設の加算給付対象外であり、かつ、緊急性が高く、継続性がなく、親族の送迎が難しい時に利用ができます。	短期入所(日帰りショートを含む。)の利用は通年かつ長期でないため、施設が送迎できない場合の自宅と施設間の送迎については、余暇活動等の送迎の支給時間内において利用できることとします。

(3) 支給時間（支給量）

余暇活動等の外出のための支給時間（支給量）は、下表のとおりです。

支給時間を、「月」単位で申請するか、「年」単位で申請するかは、申請時又は更新時に選べます。長期休暇時に多く利用したいなど、月により利用時間が異なる方は、「年」単位で申請をすることで、少ない利用時間の月の余った時間を、多く利用したい月に回せます。

ただし、区からは、月ごとには利用実績のお知らせを行いません。残り時間の管理は利用者で行うこととなります。支給時間を超えた場合は、全額利用者負担となりますので、特に年単位を希望する方は、ご注意ください。

＜「余暇活動等の外出支援」の支給時間の基準＞

年齢	支給時間	備考
小学校4～6年生	15時間以内／月 又は 180時間以内／年	小学校1～3年生は、介護に欠ける状況のみ対象とし、支給認定会議の審査を経て左欄の支給量の範囲内で支給の可否を決定します。
中学生・高校生	30時間以内／月 又は 360時間以内／年	
18歳以上	50時間以内／月 又は 600時間以内／年	高校生は、卒業年の4月1日をもって18歳以上とします。

※本人状況、世帯状況、他サービスの利用状況等により、上記基準の支給時間を超えた支援が必要な場合には、必要な状況を調査の上、支給認定会議の審査を経て、必要時間を月単位で支給します。

令和3年度の対応

導入年である令和3年度については、更新月前でも変更手続きができます。変更を希望する月の前月の15日まで、申請書を提出してください。

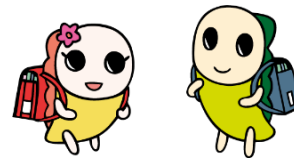
なお、年間の時間については、申込みのあった月の翌月分から現支給期間終了月分までを換算して対応します。

【例】

令和3年8月末更新で、支給時間が50時間/月の方が、令和3年4月10日に年単位への変更を申し込んだ場合

➡申請した日の翌月の5月から更新月の前月の8月分までの4か月分
50時間×4か月＝200時間/年
(支給期間：令和3年5月1日～令和3年8月31日)

3-2 通学送迎



(1) 対象となる送迎

都内の小・中学校、高校、特別支援学校や区立学童クラブの利用のための外出で、以下のいずれかに該当する場合で、支給認定会議の結果を踏まえ、区長が認めた場合

- ① 就労、疾病などで介護者が障害者（児）を介護できない場合
- ② 人工呼吸器等を使用している医療的ケア児で、介護者1人のみでは安全な移動が確保できない場合

(2) 支給時間（支給量）

利用者からの申請に基づき、区が個々に必要な時間数を決定します。

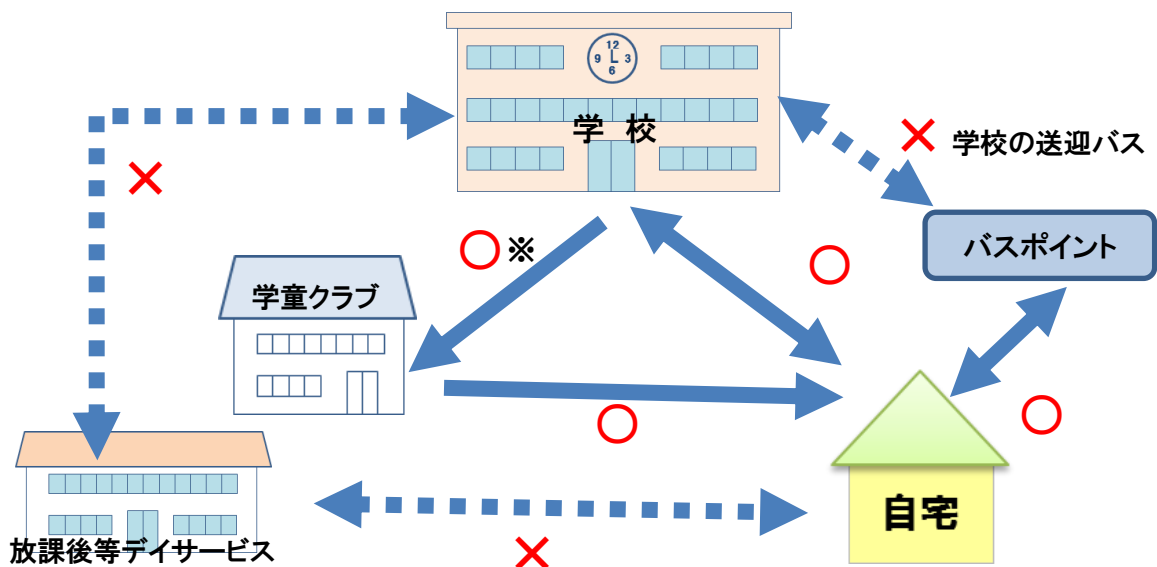
通学1回あたりの支給時間は合理的な範囲内とし、合理的な範囲を超える場合等は、支給認定会議の審査を経るものとします。

※令和3年3月までは、原則1回30分以内

(3) その他

○放課後等デイサービスを利用する際の送迎には、ご利用できません。

○下校途中に余暇活動場所に立ち寄ることなどについては、一般的に「寄り道」と考えられる外出となりますので、ご利用できません。



※学校学童クラブ間は、介護者に欠ける状態に加え、児童青少年課で送迎ボランティアの手立てがつかない場合のみ可となります。

3-3 その他特に必要と認める支援(通所送迎等)

(1) 対象となる外出

通所には原則利用できませんが、就労、疾病その他やむを得ない事情により介護者が障害者を介護することができず、支給認定会議で利用が認められた場合に、以下の要件で特例的に利用できます。審査で許可した認定経路・認定期間以外の利用はできません。

① 就労継続支援B型施設等への通所訓練

3か月以内の訓練をすることで単独通所が可能になると見込まれる場合に限り、3か月以内の期間限定で自宅等と施設間の通所訓練に利用できます。

② 生活介護施設のバスポイントへの送迎

送迎バスが大型のため自宅前にバスポイントが設定できない場合に限り、自宅等とバスポイント間の送迎に利用できます。

③ 視覚障害者の自立訓練施設への通所訓練

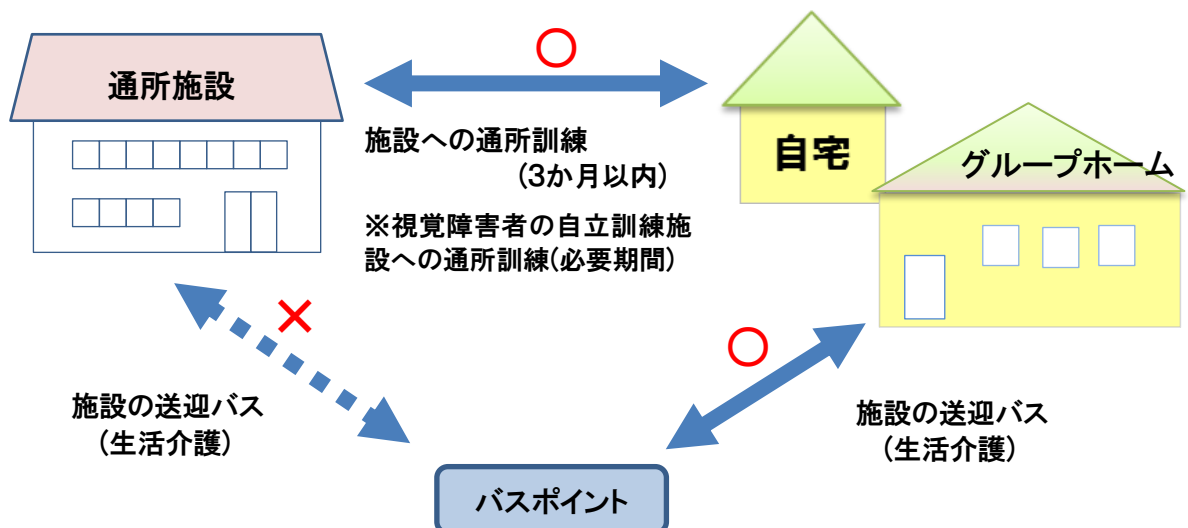
令和3年4月から、中途視覚障害者等が訓練目的で区外にしかない自立訓練施設に通所する場合、期間限定で自宅と施設間の通所訓練に利用できます。

(2) 支給時間 (支給量)

利用者からの申請に基づき、区が個々に必要な時間数を決定します。通所1回あたりの支給時間は合理的な範囲内とします。

ただし、上記(1)②の生活介護施設のバスポイントまでの通所については、1回につき30分までとします。

※令和3年3月までは、(1)①についても、1回30分以内



(1) 個別支援型

利用者1人に対してガイドヘルパー1人が付き添うマンツーマンでの支援が原則です。

〈2人介護について〉

以下により、利用者の障害状況等からガイドヘルパー1人では安全な移動が確保できないと支給認定会議において認められた場合は、利用者1名に対してガイドヘルパー2名が対応する2人介護の対象者としてします。

- 障害者等の身体的理由により、ガイドヘルパー1人による介護が困難と認められる場合
- 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- その他障害者等の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

なお、2人介護対象者は、1回の利用で、2人分の時間及び利用料が生じます。

(例) 4時間を2名のガイドヘルパーで対応した場合

4時間×2名=8時間と考えると利用時間は8時間となります。

(2) グループ支援型

複数の利用者に対するグループでの余暇活動・通学等への同時支援です。

令和3年4月から新たに実施する支援方法のため、令和3年度は試行での実施とし、実施する事業者は必ず事前に区(障害者施策課管理係)に相談してください。

① 要件

- ガイドヘルパー1人当たり利用者2人以下の割合とし、緊急時の安全確保の観点から、ガイドヘルパー2人以上による支援とします。

② 手続

- 支援実施前に事業者から区への届出が必要です。
事業者において、グループ支援によるサービス提供が安全かつ適切に行えると判断し、利用者と合意した場合、実施前に必ず、区へ「グループ支援届出書」を提出してください。
- 次ページのとおりに、各利用者の出発地や解散場所が異なる場合については、支給時間についても利用者にも説明してください。

③ サービス単価

- 個別支援型のサービス単価の75%とし、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額となります。(P.12参照)
- 各利用者の出発地や解散場所が異なるために、マンツーマンの場面と同時支援の場面がある場合でも、一連の外出すべてにおいてグループ支援型の報酬算定となります。

〈グループ支援型で、各利用者の出発地や解散場所が異なる場合〉

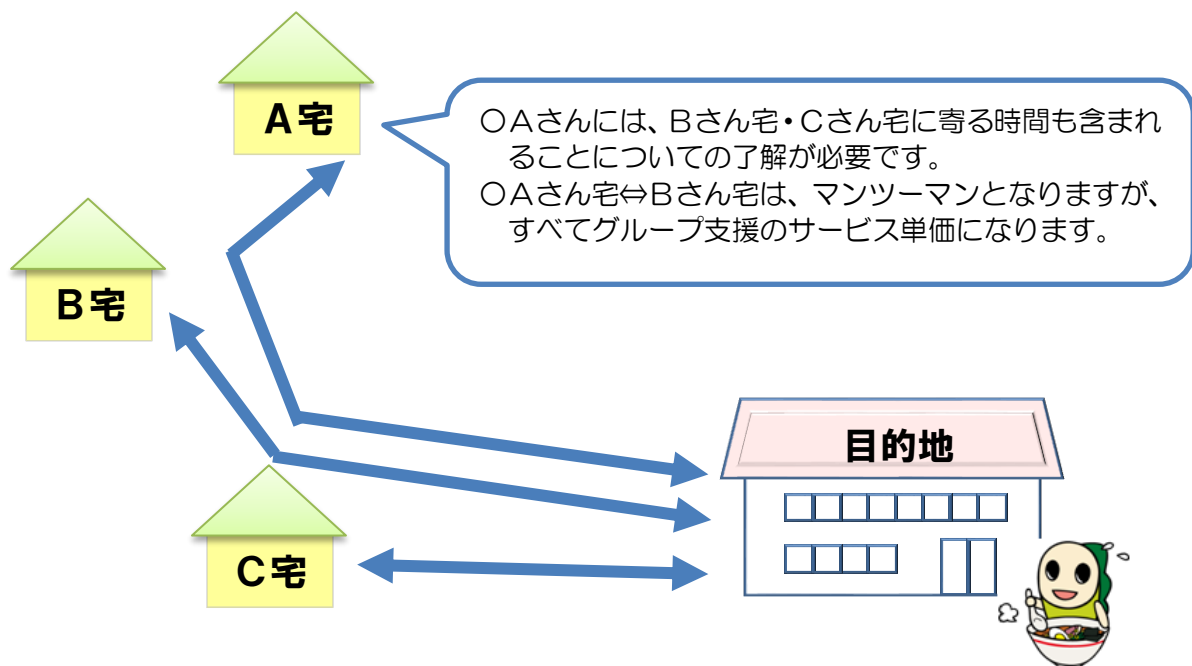
マンツーマンの場面と同時支援の場面がある場合でも、一連の外出すべてにおいてグループ支援型のサービス単価での算定となり、支援時間は利用者ごとに実際に支援をしている時間となります。

例) Aさん⇒Bさん⇒Cさんの順で出発し、Cさん⇒Bさん⇒Aさんの順で解散する場合の、具体的な時間は、次の通りです。

Aさん：Aさん宅をスタートし、Aさん宅に帰宅するまでの時間

Bさん：Bさん宅をスタートし、Bさん宅に帰宅するまでの時間

Cさん：Cさん宅をスタートし、Cさん宅に帰宅するまでの時間



5 支援区分とサービス単価

要綱第8条・第13条

(1) 支援区分

事業者へ委託するサービス単価を、日常生活における支援状況に応じて設定するため、「軽度」「重度Ⅰ」「重度Ⅱ」の3つに区分しています。

この3つの支援区分は、サービス単価の設定のためであり、提供できるサービス内容を区分するものではありません。

○支給区分は、以下のとおり、申請書の「ご本人の現況」欄に基づいて決定します。

重度Ⅱ又は重度Ⅰに該当しない者	軽度
申請書の本人の現況確認欄(1)記載の外出(社会参加)に伴う動作について「できない」に該当する項目を各1点、同欄(2)記載の見守り・介助について「全面的に介助を要する」又は「ほぼ毎回ある」に該当する項目を各3点として区長が算定(以下「算定」という。)し、3点以上6点未満である者	重度Ⅰ
算定により6点以上である者	重度Ⅱ

※ 令和3年度見直しにより、従来の「重度」区分を事業者の負担の大きさに応じ「重度Ⅰ」「重度Ⅱ」に細分化しました。

(2) サービス単価

区が事業者へ委託するサービス単価は以下のとおりです。

区分	最初の30分まで	30分を超え1時間まで	以降30分ごとに
軽度	2,500円	700円	700円加算
重度Ⅰ	3,200円	1,000円	1,000円加算
重度Ⅱ	3,300円	1,400円	1,000円加算

※令和3年4月からの単価です。

6 利用者の負担

要綱第 12 条

移動支援サービスの利用は「応能負担」が原則です。区では条例による手数料として、以下のような自己負担(以下「サービス利用料」といいます。)をお願いしています。

- 住民税（特別区民税・都民税）の課税世帯 ⇒委託料の「3%」負担
- 住民税（特別区民税・都民税）の非課税世帯⇒負担なし（無料）

・所得を判断する際の世帯の範囲

- ① 利用者の年齢が 18 歳以上の場合・・・本人及び配偶者の課税状況
- ② 18 歳未満の場合・・・保護者の属する住民基本台帳での世帯

※他の障害福祉サービスとは違い、当サービスでは「負担上限額」は設けられていません。
※サービス利用料(3%又は無料)は区が定めた利用条件の範囲内に限り適用されるもので、条件外のご利用をした場合には事業者規定による別料金(全額利用者負担)がかかります。

<サービス利用料以外の外出に係る費用等>

区が条例で定めているサービス利用料以外に、サービスを提供する事業者と利用者との間の契約に基づき支払う諸経費として以下のものがあります。

外出中に係る交通費や入場料などの実費（ヘルパー分を含む。）については「利用者負担が原則」となります。また、キャンセル料がかかる場合もあります。

初めて事業者にサービスを依頼する際は、「利用料」に関する取扱いについての説明を、必ず受けるようにしてください。

〈参考〉 サービス単価と利用料の例示

【個別支援型の場合】

単価		時間		30分まで	1時間まで	1時間半まで	2時間まで	以降30分ごとに
		サービス単価	サービス利用料					
軽度	サービス単価	2,500円	3,200円	3,900円	4,600円	700円加算		
	サービス利用料	75円	96円	117円	138円	21円加算		
重度Ⅰ	サービス単価	3,200円	4,200円	5,200円	6,200円	1,000円加算		
	サービス利用料	96円	126円	156円	186円	30円加算		
重度Ⅱ	サービス単価	3,300円	4,700円	5,700円	6,700円	1,000円加算		
	サービス利用料	99円	141円	171円	201円	30円加算		

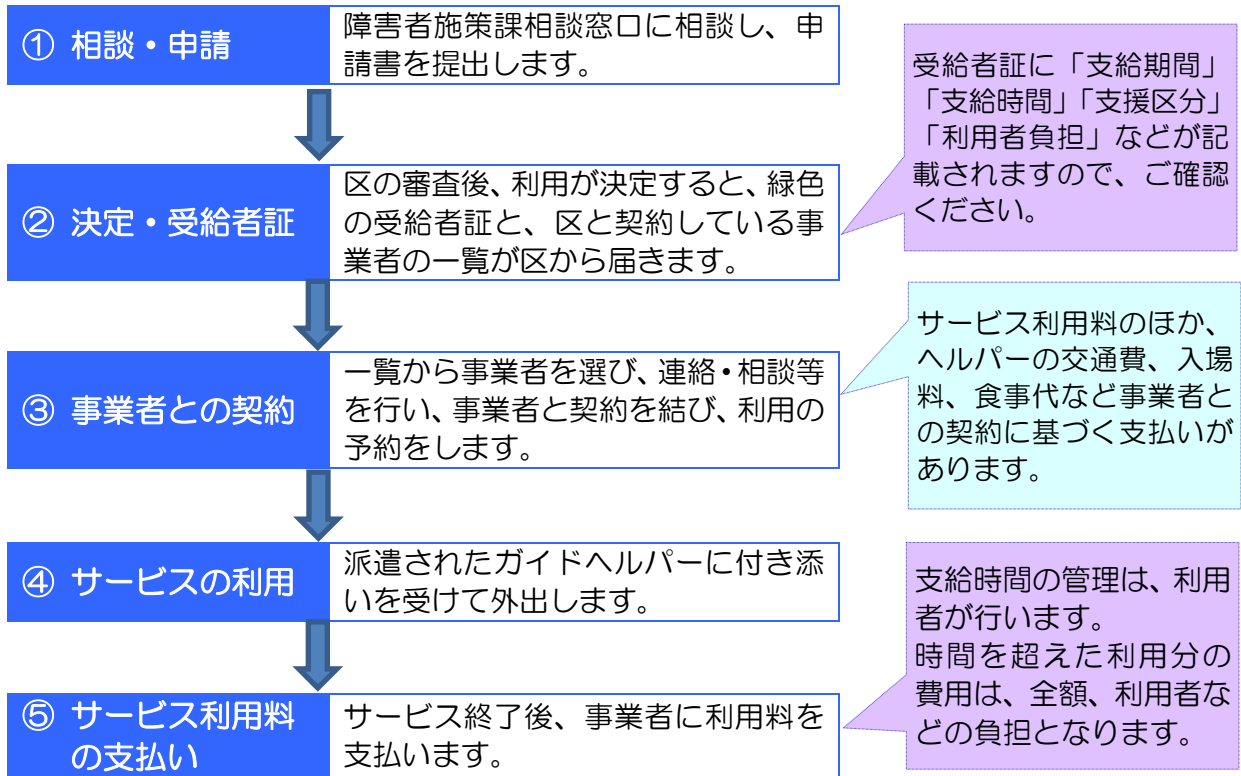
【グループ支援型の場合】

単価		時間		30分まで	1時間まで	1時間半まで	2時間まで	以降30分ごとに
		サービス単価	サービス利用料					
軽度	サービス単価	1,900円	2,400円	3,000円	3,500円	※サービス単価は、個別支援型のサービス単価×0.75(100円未満切上げ)		
	サービス利用料	57円	72円	90円	105円			
重度Ⅰ	サービス単価	2,400円	3,200円	3,900円	4,700円	※サービス利用料は、サービス単価の3%		
	サービス利用料	72円	96円	117円	141円			
重度Ⅱ	サービス単価	2,500円	3,600円	4,300円	5,100円			
	サービス利用料	75円	108円	129円	153円			

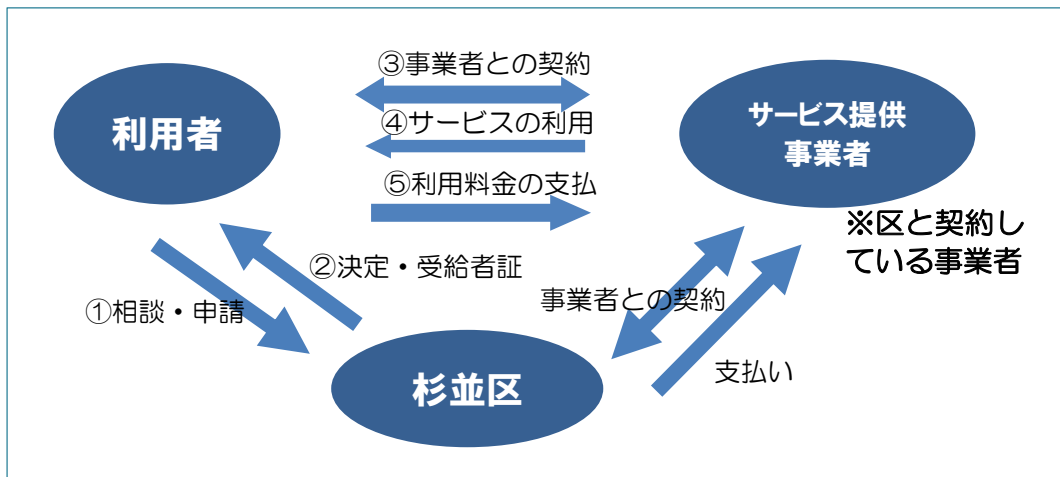
7 サービス利用の流れ

要綱第6～9条

移動支援事業を利用するには、区に利用の申請をして承認を受ける必要があります。また、サービスの利用にあたっては、区に登録しているサービス提供事業者と契約をする必要があります。サービス利用の流れは、概ね次のとおりです。



※支給期間は、原則として最長で1年間です。引き続きサービスを利用する場合は、更新手続きが必要となります。



※複数事業者と契約することはできます。ただし、それぞれの契約時間を足して、支給時間を超えることのないようにしてください。支給時間を超えたご利用分の費用は、利用者・介護者等の全額負担となりますので、ご注意ください。

〈受給者証について〉

移動支援の対象者には受給者証が送付されます。受給者証には、区で決定した支給期間、支給時間、支援区分(軽度・重度Ⅰ・重度Ⅱ)、利用者負担等が記載されています。

受給者証【見本】

移動支援事業受給者証		
受給者証番号	0 0 0 0 0 7	
受給者	居住地	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
保護者氏名		
支給内容	期 間	令和 年 ① 月 日 から 令和 年 ① 月 日 まで
	時 間	余暇等 ② 時間/月 通学 ② 時間/月
	区 分	支給種別 ③ 重度Ⅰ 利用者負担 ④ 無料
	備 考	⑤
支給者	1 3 1 1 5 6 杉並区長 田中 良 杉並区阿佐谷南1-15-1	

① 支給期間

② 支給時間
左欄/「余暇等」年又は月
右欄/「通学」・「その他(通所)」
「その他(訓練等)」

③ 支援区分
「軽度」・「重度Ⅰ」・「重度Ⅱ」

④ 利用者負担
「3%」・「無料」

⑤ 備考
特記事項など

○更新手続き等について

支給期間は、最長で原則1年間です。更新手続きを忘れるとサービス制度が適用されず、費用の全額をご自分で負担することになってしまいますので、支給期間の終了前に区から送付される更新の案内に沿って手続きしてください。

また、本人状況等が変更となった場合は、必要に応じ利用内容の見直し(変更)を行います。

支給期間

余暇活動等の外出・・・原則、誕生月末までの1年間

通学送迎・・・・・・・・・・原則、年度末までの1年間

通所送迎(バスポイントの送迎)・・・原則、誕生月末までの1年間

その他訓練等の送迎・・・必要と承認された期間(原則3か月以内)

※通学送迎と余暇活動等の外出の両方支給されている場合は、年度末となります。

※通学・通所送迎については、介護者の状況等により支給決定をしますため、期間が短くなる場合があります。

8 事業者の登録手続き

要綱第2条・第13条

事業者がサービスを提供するには、杉並区と契約（1年ごとに更新）する必要があります。契約する前に移動支援サービスの提供を行った場合には、サービス費をお支払いすることができませんのでご注意ください。

契約するには以下の手続きが必要です。

- 原則指定障害福祉サービス（居宅介護）事業者の指定を、都道府県から受けている必要があります。
- 障害施策課管理係へのご連絡後、契約に当たっての書類を送付しますので、サービス提供を開始する日の属する月の前月の20日までにご提出ください。

<契約に必要な書類>

- 契約書 【区が作成します】
- サービス事業所指定確認票（書式A）
- 移動支援業務管理体制届出書（書式B）
- 登録ガイドヘルパー名簿（書式C）
- 支払金口座振替依頼書（書式G）
- 賠償責任保険加入証明書（写し）

契約書以外の書式は区ホームページ内の障害のあるかたへの生活支援サイト<のーまらいふ杉並>にも掲載しています。

『杉並区 移動支援 業務書式』で検索していただくか、以下をご参照ください。

「障害のあるかたへの生活支援サイト のーまらいふ杉並」
> 「その他の支援」
> 「事業者の方へ（請求事務等）」
> 「業務書式（移動支援事業）」
(ページ番号 1008748)



9 サービス提供者の資格要件

要綱第5条

杉並区の移動支援事業者に登録してサービス提供に従事するガイドヘルパーには、資格が必要となります。

- 杉並区障害者ガイドヘルパー修了者【視覚・全身性・知的】
※平成30年度以前に、すぎなみ地域大学で実施している「知的障害者ガイドヘルパー講座」修了者はこの資格に該当します
- 都道府県の指定する外出介護従事者養成研修修了者【視覚・全身性・知的】
※令和元年度以降、すぎなみ地域大学で実施している「知的障害者ガイドヘルパー講座」修了者はこの資格に該当します。
- 介護福祉士
- 居宅介護職員初任者研修修了者
※1級・2級の居宅介護従業者養成課程の修了者を含む。
- 介護職員初任者研修修了者
※訪問介護に関する1級課程・2級課程・介護職員基礎研修課程の修了者、看護師・准看護師を含む。
- 同行援護従業者養成研修修了者
- 日常生活支援従事者養成研修修了者
- 重度訪問介護従業者養成研修修了者



参考

杉並区障害者等移動支援事業実施要綱

平成19年2月27日

杉並第77484号

改正	平成19年7月4日杉並第25032号	平成21年3月26日杉並第70197号
	平成22年3月26日杉並第67801号	平成23年3月7日杉並第63576号
	平成23年10月19日杉並第37960号	平成25年3月18日杉並第65827号
	平成25年4月15日杉並第4623号	平成26年3月13日杉並第64906号
	平成27年3月6日杉並第63397号	平成31年3月22日杉並第68493号
	令和3年3月12日杉並第64538号	

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対し、外出時の支援を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に定める移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定め、もって地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体及び事業の委託)

第2条 事業の実施主体は、杉並区（以下「区」という。）とする。

2 区長は、この事業を法第36条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業者に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業は、障害者等が次のいずれかに該当する外出の際にガイドヘルパーを派遣することを内容とする。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（次号に掲げるものを除く。）

(2) 介護者の就労、疾病その他やむを得ない事情により介護を受けることができない場合等における都内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校への通学又は杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）に規定する学童クラブの利用のための外出

(3) その他区長が特に必要と認める外出

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する外出は、事業の対象としない。ただし、区長が特に必要と認める外出は、この限りでない。

(1) 営利を目的とする外出

(2) 通所、通勤又は通院等を目的とする外出であって、通年かつ長期にわたるもの

(3) 政治的又は宗教的な活動を目的とする外出

(4) 危険を伴う外出又は公序良俗に反する外出

(5) 前条第2項の規定により区から委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）が提供する車両による外出

(6) 法第5条第2項に規定する居宅介護又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護その他法令等により公的類似サービスの対象となる外出

(7) その他区長が不相当と認める外出

3 事業は、次の各号に掲げるいずれかの形態により提供されるものとする。

(1) 個別支援型

個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援。ただし、2人のガイドヘルパーによる支援が必要と区長が認める場合は、この限りでない。

(2) グループ支援型

2人以上のガイドヘルパーによる複数の障害者等への同時支援又は屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへ複数の障害者等が同時に参加する際の支援。ただし、同時に支援できる障害者等は、ガイドヘルパー1人に対して2人までを原則とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、外出の意思がありながら屋外での移動に著しい困難のある身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）並びに東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定により交付された手帳を所持する就学児以上の者（視覚障害者（児）、肢体不自由者

（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）に限る。）、屋外での移動に困難がある旨が記載されている医師が作成する診断書等の交付を受けた者（高次脳機能障害者（児）及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）に限る。）その他区長が認める者（児）であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 区内に住所を有する者

(2) 法第19条第1項の規定により、共同生活援助に係る区の支給決定を受けている者

(3) 杉並区知的障害者区長指定グループホーム事業実施要綱（昭和53年8月1日杉厚管発第163号）第9条第2号の規定により杉並区グループホームに係る区長の入居決定を受けている者

(4) その他区長が特に必要と認める者

2 区内への転入者等のうち他道府県等で交付された療育手帳所持者については、東京都愛の手帳が交付されるまでの間は、同手帳を所持する者とみなして扱う。ただし、同手帳が不交付となった場合には、その時点でみなしの効力を失うこととする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象としない。ただし、区長が特に必要と認める者は、この限りでない。

(1) 区内に住所を有する者のうち、法第19条第1項の規定により、共同生活援助の支給決定を他の自治体から受けている者

(2) 入院中の者又は福祉施設等に入所中の者（法第19条第1項の規定により、施設入所支援に係る区の支給決定を受け、法第5条第11項に定める区外の障害者支援施設に入所する者であって、区内の自宅へ帰省した際等にガイドヘルパーの派遣を希望する者を除く。）

(3) 法第5条に定める障害福祉サービスのうち、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援を受けている者

(事業従事者)

第5条 事業に従事するガイドヘルパーは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）に規定する介護福祉士の資格を有する者

(2) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「指定居宅介護等告示」という。）に規定する1級若しくは2級の居宅介護従業者養成課程又は居宅介護職員初任者研修を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者

(3) 指定居宅介護等告示に規定する同行援護従業者養成研修一般課程又は同研修課程に相当すると知事が認めた研修を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者

(4) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する訪問介護に関する1級課程若しくは2級課程、介護職員基礎研修課程又は介護職員初任者研修を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者

- (5) 東京都居宅介護従事者の資格要件に関する証明書の交付事務処理要領（福障在1039号）に基づき外出時における移動介護の「みなし証明書」の交付を受けた者
- (6) 都道府県の指定する従業者養成研修課程のうち次のいずれかを修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者
 - ア 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程
 - イ 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程
 - ウ 知的障害者外出介護従業者養成研修課程
 - エ 日常生活支援従業者養成研修課程
 - オ 重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程及び追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修の統合課程
- (7) 杉並区障害者ガイドヘルパーの資格に関する要綱（平成22年5月7日杉並第7145号）に規定する杉並区障害者ガイドヘルパー資格証の交付を受けた者
（利用の申請）

第6条 ガイドヘルパーの派遣を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、移動支援サービス利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、区長宛てに申請するものとする。

- 2 区長は申請者に対し、第12条第1項に規定する手数料のうち、杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号。以下「条例」という。）に定める額の負担の有無を判断するために必要な書類の提出を求めることができるものとする。

（調査）

第7条 区長は、前条の規定に基づき申請があったときは、申請書により、申請者の現況その他の内容を確認し、必要に応じ、申請者に対して、サービス支給の必要性等の調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の結果、必要があると認められるときは、医師その他の関係者の意見を聴き、又は医師の診断書等の提出を求めることができる。

（支給承認・不承認）

第8条 区長は、第6条に規定する申請があったときは、介護者の状況、障害支援区分及びガイドヘルパーの派遣に関する意向の内容等を審査し、支給の承認又は不承認を行うものとする。

- 2 区長は、前項の支給承認を行うときは、併せて別表1に定める支給量、支給期間及び支給区分等について承認するものとする。
- 3 区長は、第3条第1項第2号若しくは第3号、同条第2項ただし書、同条第3項第1号ただし書又は第4条第3項ただし書による支給の要否決定、対象者に該当することの認定又は別表1の支給量基準を超える支給の要否決定を行う場合は、杉並区介護給付費等に関する支給認定会議設置要綱（平成19年3月30日杉並第88840号）又は杉並区障害児通所給付費等に関する支給認定会議設置要綱（平成24年3月21日杉並第65448号）に定める支給認定会議の審査を経るものとする。
- 4 区長は、第1項の規定により支給の承認又は不承認をしたときは、申請者に対し、移動支援事業支給承認・不承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 5 区長は、第1項の規定により支給を承認した申請者（以下「支給承認障害者等」という。）に対し、支給量、支給期間及び支給区分等を記載した移動支援事業受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（支給承認事項の変更）

第9条 支給承認障害者等は、現に受けている支給承認に係る移動支援の支給量、支給期間及び支給区分等について変更の必要があるときは申請書により、受給者証の住所等に変更があったときは移動支援事業受給者証記載事項変更届（第4号様式）により、当該承認事項等の変更の申請又は届出をするものとする。

- 2 区長は、前項の申請又は届出に基づき、必要があると認めるときは、支給の承認事項の変更を行うものとする。
- 3 区長は、前項の規定により支給の内容を変更したときは、支給承認障害者等に対し、移動支援事業支給承認事項変更通知書（第5号様式）により通知し、受給者証にその旨を記載するものとする。

（不支給の要件）

第10条 支給承認障害者等が、次のいずれかの要件に該当したときは、ガイドヘルパーの派遣を受けることができないものとする。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) ガイドヘルパーの派遣を受ける必要がなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段による申請があったとき。
- (4) 第12条に定める手数料を支払わないとき。
- (5) その他区長が支給を不相当と認めるとき。

- 2 区長は、支給承認障害者等が前項の要件に該当すると認めるときは、支給承認障害者等に対し、移動支援事業不支給通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

（受給者証の再交付）

第11条 支給承認障害者等は、受給者証を紛失又は汚損した場合は、移動支援事業受給者証再交付申請書（第7号様式）により申請するものとする。

（手数料）

第12条 支給承認障害者等は、事業者からガイドヘルパーの派遣を受けたときは、条例別表第1の2に定められた手数料を事業者を支払うものとする。

- 2 前項の手数料の支払を受けた事業者は、支給承認障害者等に対し手数料の領収書を交付するものとする。

（委託料）

第13条 区長は事業者に対し、別表2により算定した額から前条に規定する手数料を差し引いた金額を委託料として支払うものとする。

- 2 事業者は、ガイドヘルパーの派遣記録及び経理関係書類を整備し、委託期間の終了した日から5年間保存するものとする。
- 3 区長は、事業者に対し、前項の規定による記録及び書類の提出を求め、必要な指導をすることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から適用する。
- 2 第2条に規定するサービス提供事業者は、平成19年9月30日までの間は、「杉並区基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する要綱」に基づき区に登録された事業者を含むものとする。

附 則（平成26年3月13日杉並第64906号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年改正前法第21条の規定による障害程度区分の認定を受けた者から、第6条の規定に基づく申請があった場合、当該申請者が障害支援区分の認定を受けるまでの間は、障害程度区分を障害支援区分とみなし、第8条並びに別表1の規定に基づく支給の承認又は不承認に関する事項を行うものとする。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の杉並区障害者等移動支援事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則（平成27年3月6日杉並第63397号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、既に第8条に定める受給者証を所有する者は、当該受給者証の支給期間が切れるまでの間、当該受給者証に記されている旧支給区分を使用するものとする。

附 則（平成31年3月22日杉並第68493号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日杉並第64538号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、利用の申請及び支給の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 2 施行日前に、改正前のこの要綱の規定により区長に対して行われた利用の申請その他の行為又は区長が行った支給の承認その他の行為は、それぞれ改正後のこの要綱の相当規定により、区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。
- 3 支給期間の始期が施行日前である支給の承認に係る「重度」の支給区分については、改正後の要綱の別表1の区分により「重度Ⅰ」又は「重度Ⅱ」と読み替えて要綱の相当規定を適用するものとする。

別表1（第8条関係）

支給量基準

年齢	支給量	備考
小学校4年生以上	15時間以内／月又は180時間以内／年	小学校4年生未満の小学生については、介護に欠ける状況のみ対象とし、支給認定会議の審査を経て左欄の支給量の範囲内で支給の可否を決定する。
中学生以上	30時間以内／月又は360時間以内／年	
18歳以上	50時間以内／月又は600時間以内／年	高校生については、卒業年の4月1日をもって18歳以上とする。

※第3条第1項第2号及び第3号に規定する外出については、上表とは別に申請者ごとに必要な時間数を区長が決定する。

支給期間

期間	備考
1年	支給量の基準内で支給承認する場合
その他	特別な理由により支給を承認する場合は、支給認定会議の審査を経て期間を承認する。

支給区分

区分	備考
重度Ⅱ	申請書の本人の現況確認欄(1)記載の外出（社会参加）に伴う動作について「できない」に該当する項目を各1点、同欄(2)記載の見守り・介助について「全面的に介助を要する」又は「ほぼ毎回ある」に該当する項目を各3点として区長が算定（以下「算定」という。）し、6点以上である者
重度Ⅰ	算定により3点以上6点未満である者
軽度	重度Ⅱ又は重度Ⅰに該当しない者

別表 2（第13条関係）

区分	最初の30分まで	30分を超え1時間まで	以降30分ごとに
重度Ⅱ	3,300円	1,400円	1,000円
重度Ⅰ	3,200円	1,000円	1,000円
軽度	2,500円	700円	700円

※グループ支援型に係る委託料は、この表の額に100分の75を乗じて得た額とする（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）。

様式 略

資料 Q & A

<対象者>

Q1 療育手帳について

知的障害の場合は「療育手帳」の所持でも構いませんか？

A 「愛の手帳」（東京都療育手帳）を交付されるまでの間は、暫定的に対象となります。ただし、愛の手帳が不交付となった場合には、不交付決定処分のあった日で効力を失います。

Q2 対象者の「その他」について

対象者のうち、「その他、短期間の訓練等の利用で区長が認める方」とは、どのような方を想定していますか？

A 肢体不自由者（児）の対象要件には該当しない電動車いすの操作に慣れていない児童等で、短期間の訓練をすることで単独での移動が可能になると見込まれる方等を想定しています。

Q3 認知症について

認知症の場合は、利用できませんか？

A 若年性認知症の方で、医師の診断書があり、外出したいのに支援がないと出かけられない方は対象となります。

<サービス内容>

Q4 事業者の車での利用

事業者やガイドヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか？

A できません。徒歩又は公共交通機関（タクシーを含む。）での利用が原則です。

Q5 通院の利用

通院のための利用は認められないのですか？

A 介護保険や居宅介護サービスでの「通院等介助」が優先されます。突発的なケガ、歯痛や腹痛などで急きょ病院に行く必要が生じたときには移動支援を利用できますが、院内介助のみの利用は対象外です。

Q6 施設入所者の一時帰宅時の利用

区外の施設に入所中の者が長期休暇時に一時帰宅する場合、移動支援を利用することはできますか？

A 支給認定会議で認められた場合、15 時間以内の必要な範囲内で利用できます。

Q7 習い事への利用

習い事場所への往復に移動支援を利用することはできますか？

- A できます。ただし、習い事中のガイドヘルパーの単なる待機時間については報酬算定できません。

Q8 準備を行ったが外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合、準備時間について移動支援の算定はできますか？

- A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以外の時間については算定できません。
また、利用者宅へ向かう前の当日キャンセルについては、報酬算定できません。

Q9 支給時間の変更

支給時間を増やしてもらうことはできますか？

- A 余暇活動等の外出の場合は、支給量基準の範囲内で「変更申請」をしてください。原則として支給量基準を超えるような利用はできません（超えた分は全額利用者負担となりますのでご注意ください）。
また、通学送迎や、通所訓練などその他特に必要と認める支援については、個々の必要時間を審査したうえで決定していますので、改めてご相談ください。

<通学送迎>

Q10 大学等への通学

大学への通学に移動支援を利用できますか？

- A 大学、専修学校等への通学は、余暇活動等の支給時間の範囲内でご利用できます。

<実施方法>

Q11 グループ支援型の提供義務

複数の利用者から申込みがあった場合、必ずグループ支援型によるサービスを提供しなければなりませんか？

- A グループ支援型は複数の利用者に対して同時支援を行うため、個別支援型よりも高度な支援能力が求められます。また、利用者の特性（突然道路に飛び出す恐れがあるなど）によっては、グループ支援になじまないこともあります。
グループ支援型の提供については、事業者が安全かつ適切なサービス提供が可能と判断した場合のみ実施することとします。

Q12 グループ支援型の資格要件

グループ支援を行う場合、ガイドヘルパーに特別な資格は必要ですか？

- A ガイドヘルパーの資格要件は、個別支援型と同様です。

Q13 グループ支援型の人数要件

グループ支援を行う場合、具体的な人数はどうなりますか？

- A ガイドヘルパー2人の場合は利用者4人まで、ガイドヘルパー3人の場合は利用者6人までとなります。緊急時の安全確保の観点から、ガイドヘルパー1人による支援はできません。

Q14 グループ支援型におけるキャンセルの取扱い

グループ支援型を実施予定で利用者にキャンセルがでて個別支援となった場合、扱いはどうなりますか？

- A グループ支援の予定だったが、利用者のキャンセルにより結果としてマンツーマンの個別支援を行った場合は、利用者の同意を得たうえで個別支援型の報酬を算定できます。
グループ支援型は、利用者の外出準備に想定外の時間を要し他の利用者に影響することや、急なキャンセルもあり得ることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。

Q15 ヘルパーの途中交代

支援の途中でヘルパーが交代し、引き続き支援を継続することはできますか？

- A できます。請求については、同一法人内のヘルパーの場合は、回数を分けずに続けて1回分で請求してください。

<利用者の負担>

Q16 キャンセルした場合の利用者負担

急なキャンセルをした場合は、利用者負担は発生しますか？

- A 条例で定める手数料であるサービス利用料は発生しませんが、事業者と利用者間での契約に基づくキャンセル料が必要になる場合がありますので、契約時に必ずキャンセル料について確認をしてください。

<サービス利用の流れ>

Q17 サービス実績記録簿の利用者の署名

サービス実績記録簿の利用者確認は、毎回、押印しなければいけませんか？

- A 事業者がサービス提供をしたことを区が確認するため、サービス実績記録簿に利用者確認が必要となります。令和3年4月から変更し、利用者確認は、毎回でなく月ごとにまとめて、また押印ではなく署名でも可能にしました。

